

～石川県賃貸型応急住宅について～
(「低気圧と前線による大雨(令和6年9月21日からの大雨)」による被災者の皆様へ)

令和7年2月5日時点

○ 制度概要

賃貸型応急住宅とは、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅（アパート等）を応急仮設住宅として提供するものです。

○ 対象者

災害時「低気圧と前線による大雨（令和6年9月21日からの大雨）」において、石川県(災害救助法の適用を受けた市町※1)に居住する方であって、次の（1）及び（2）に該当する方※2。

- （1） 自らの資力をもってしては、居住できる住宅がなく、住宅の確保が困難な方。
- （2） 次の①から⑤のいずれかに該当する方。
 - ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方。
 - ② 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方。
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方。
 - ④ 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において入居した応急仮設住宅が床上浸水被害を受けるなどの被害を受けた方で、賃貸型応急住宅への住み替えを希望する方。
 - ⑤ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限ります。）。

※1 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町。

※2 （1）及び（2）に該当する場合であっても、審査結果により制度を利用できないことがあります。

○ 賃貸型応急住宅として入居可能な物件

次の要件を満たす石川県内の住宅が対象となります。

（1） 費用

- ・ 家賃 入居希望物件の所在地により下記の通り区分します。

【石川県内（金沢市・野々市市を除く）】		【石川県内（金沢市・野々市市）】	
2人以下の世帯	6万円以下	1人の世帯	6万円以下
3人～4人の世帯	8万円以下	2人の世帯	8万円以下
5人以上の世帯	11万円以下	3人～4人の世帯	10万円以下
		5人以上の世帯	12万円以下

※ 超過分を自己負担で入居することはできません。

※ 入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童（以下、「未就学児」という。）は、入居人数に含めません。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人（小数点以下切り上げ）として換算します。

- ・ 共益費（管理費） 貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。
- ・ 退去修繕負担金 家賃の2か月分以内
- ・ 礼金 家賃の1か月分以内
- ・ 仲介手数料 家賃の0.55か月分以内
- ・ 入居時鍵交換費 実費

（2） 耐震基準

- ・ 原則、耐震性が確保されている住宅。

（3） その他

- ・ 貸主から同意を得ており、不動産業者があっせんした住宅。
- ・ このほか、賃貸型応急住宅として適当と認める要件を備えた住宅。

＜裏面もご覧ください＞

○ 入居期間

入居日から2年以内。

※ 災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内ですが、1年以内に新たな物件に入居することが困難な場合には、県と市町の協議・同意により、1年の範囲内で延長ができます。(最長2年以内)

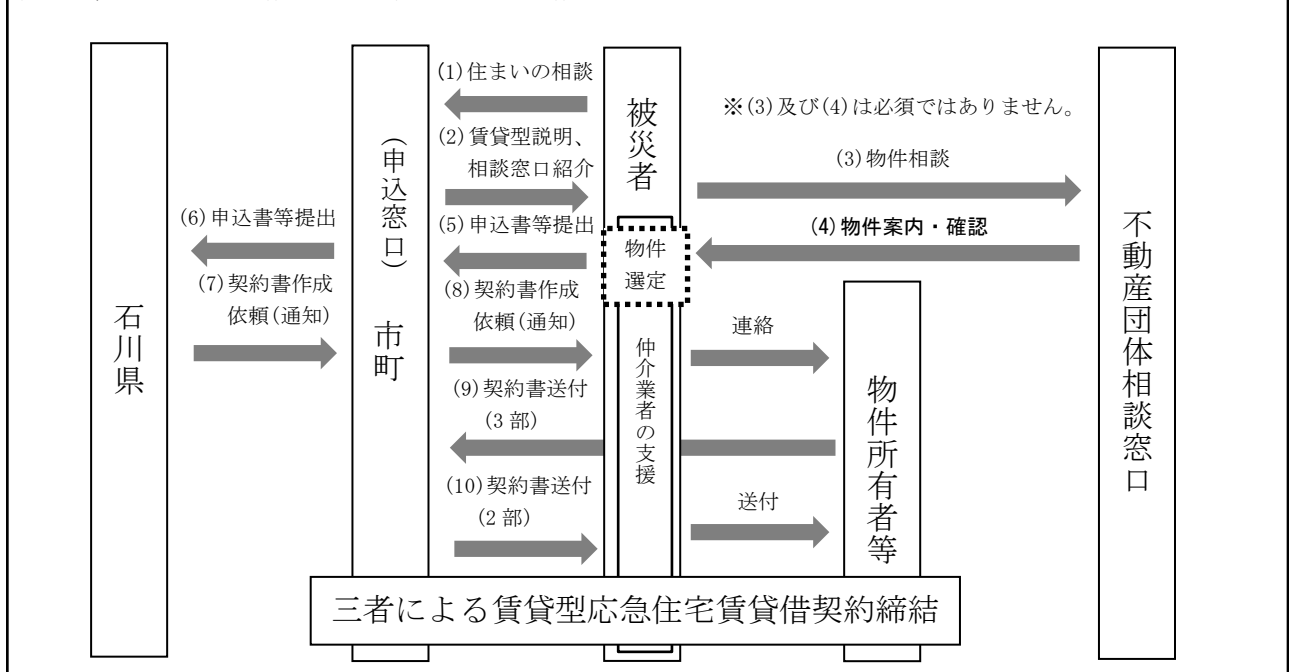
※ 恒久的な住まいの確保後は速やかに退去する必要があります。

※ 応急修理制度を併用する場合は応急修理開始から6か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

※ 応急仮設住宅で被災した場合の入居期間は、被災した当該応急仮設住宅の入居期間を差し引いた残りの期間となる場合があります。

○ 賃貸型応急住宅の提供に係る手続きの流れ

◇ 貸主－市町（借主）－被災者（転借人）の三者契約となります。



○ 注意事項

- ・ 申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、契約を解除します。この場合、市町が支払いをした家賃等は返還していただきます。
- ・ 市町長、貸主及び入居者との間で三者契約を締結します。本契約前にご自身と貸主の間で契約（二者契約）した際の仲介手数料、家賃債務保証料、火災保険料は原則返金されません。
- ・ 三者契約は定期賃貸借契約です。契約期間満了により賃貸型応急住宅の提供は終了となります。
- ・ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。
- ・ 被災住家の写真（被害の程度が分かるもの）は申請時に必要となる場合があります。

○ お問い合わせ先

<物件（賃貸住宅）に関すること>

県内の各宅地建物取引業者（不動産業者） ※ 本制度は、不動産団体の会員以外も利用可能です。

- ・ 石川県宅地建物取引業協会：076-291-2255
- ・ 全日本不動産協会石川県本部：076-280-6223

<賃貸型応急住宅の制度に関すること>

- ・ 各市町担当窓口 ※ 申請窓口は被災した市町に限ります。
 - 七尾市都市建築課：0767-53-8429 輪島市まちづくり推進課：0768-23-1156
 - 珠洲市環境建設課：0768-82-7756 志賀町まち整備課：0767-32-9211
 - 穴水町地域整備課：0768-52-3680 能登町建設水道課：0768-62-8523
- ・ 石川県の窓口
能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課：076-225-1962／076-225-1982